

たばこ規制枠組条約と低燃焼性たばこ規制について

1 たばこ規制枠組条約（正式名称：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約）の経緯

平成 15 年 5 月 21 日 ジュネーブで作成

平成 16 年 5 月 19 日 国会承認

平成 17 年 2 月 2 日 公布及び告示（条約第 3 号及び外務省告示第 68 号）

平成 17 年 2 月 27 日 効力発生

2 条約の趣旨

世界保健機関（WHO）の下で作成された保健分野における初めての多数国間条約であり、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在および将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制とたばこの規制に関する国際協力について定めるもの。これまで各国が個別に実施していた、たばこ対策について国際協力の枠組みを与える第一歩となるもの。

3 条約の主な内容

- (1) 締約国は、職場等の公共の場所における受動喫煙防止対策を実施。
- (2) 締約国は、たばこの包装等の表示規制及び健康警告表示を実施。
- (3) 締約国は、たばこの広告、販売促進等を禁止又は制限。
- (4) たばこ製品の不法な取引防止のため、最終仕向地を示す表示の実施の要求。
- (5) 締約国は、未成年者に対するたばこの販売を禁止するための効果的な措置を実施。
- (6) 条約の実施状況の検討及び条約の効果的な実施の促進に必要な決定等を行う締約国会議を設置。

4 製品特徴（低燃焼性たばこ）規制について

- 平成22年11月に開催された第4回締約国会議(COP4)において、「製品特徴として、紙巻たばこの燃焼特性の規制を検討すること」を作業部会に指示することを決定。
- COP4以降、作業部会に、EUを先導国とするドラフティング・グループを設立。
- ドラフティング・グループは原案を作成し、平成23年12月に作業部会参加国へ回付。
- 平成24年1月24日～26日、ジュネーブ WHO 本部にて作業部会開催。
- 平成24年秋に開催される第5回締約国会議(COP5)において審議予定。